

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

(平成二十五年十一月二十二日法律第八十一号)

改正 平成二十七年 六月二十六日法律第五〇号
同 二十七年 九月 四日同 第六三〇号
同 二八年 五月二十七日同 第五〇号
同 三〇年 五月一八日同 第二三三号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律をここに公布する。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。

第二十九編 農業

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律)

(基本理念)

第二条 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、食料の供給、国土の保全その他の農林漁業の有する機能の重要性に鑑み、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて次に掲げるエネルギー源(次項において「再生可能エネルギー源」という。)を交換して得られる電気をいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス等を含む。))

第二十九編 農業

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律)

六九九・102

然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギーのうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして主務省令で定めるもの

2 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号及び次号において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)及び開発して農地又は採草放牧地(以下「農用地」という。)とすることが適当な土地

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(農用地及び次号に規定する林地を除く。)

三 木竹の集団的な生育に供される土地(主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。)

以下この号及び次項において「林地」という。)及び林地とすることが適当な土地

四 再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める施設(以下「農林漁業関連施設」という。)の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地で農山漁村にあるもの(前三号に掲げる土地を除く。)

五 前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地

4 この法律において「農林地」とは、農用地及び林地をいい、「漁港」とは、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二条に規定する漁港をいう。

(平三〇法三三・一部改正)

(基本方針)

第四条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

二 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

三 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率のかつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

五 前各号に掲げる事項のほか、次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的事項

六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

3 基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の

発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率のかつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合にあっては、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率のかつ総合的な利用の確保に関する事項

五 前号に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域